令和３年９月28日

神奈川県行政書士会

会長　田後　隆二　様

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長

神奈川県知事　黒岩　祐治

（公印省略）

緊急事態宣言解除後の感染防止対策への協力について

　本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

　本日、国は、本県に発出していた緊急事態宣言を、９月30日で解除することを決定しました。これを受け、本県では緊急事態宣言解除後の10月１日から10月24日までこれまで行ってきた要請を段階的に緩和することとしました。

県内の飲食店は特措法第24条第９項に基づき、次のとおり要請します。

マスク飲食実施店の認証を受けた店舗は、営業時間は５時から21時まで、酒類の提供は11時から20時まで、一組４人以内または同居家族での利用に限ります。

マスク飲食実施店の認証申請中の店舗は、認証を受けるまでの間は、営業時間は５時から20時まで、酒類の提供は11時から19時30分まで、一組４人以内または同居家族での利用に限ります。

その他の店舗は、営業時間は５時から20時まで、酒類の提供は禁止とし、一組４人以内または同居家族での利用に限ります。

その他別紙のとおりお願いいたします。

引き続き、新型コロナウイルスの収束に向け、県民総ぐるみの取組に、ご協力をお願いします。

別添

　１　知事メッセージ

　２　(別紙)事業者の皆様へ

問合せ先

政策局政策法務課

訟務グループ　加藤

045-210-1111(内線2420)